

カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）の改正法の主な内容

(1) AB-25

改正法では、2021年1月まで、求職者、従業員、オーナー、取締役、役員、医療スタッフ、請負業者の情報については、CCPAの規定を適用せず、「個人情報」と見なさないこととした。ただし、現行法で規定されている次の事項は除く。

(a) 事業者のずさんな個人情報管理により不正アクセスや流出被害にさらされた場合の消費者の民事訴訟を行う権利

(b) 事業者が個人情報の収集時または収集前に、収集する個人情報の種類や目的を消費者へ通知する義務

また、現行法では、事業者が消費者の請求に応える際、利用者アカウントの作成を求めることは禁止しているが、改正法では、既に消費者がアカウントを持っている場合は、事業者が請求者にアカウントを通じて請求を行うよう求めることを可能とした。

(2) AB-874

現行法では、「個人情報」（注）には「公に利用可能な情報」（publicly available information）は含まれないとしている。「公に利用可能な情報」とは、何らかの条件が当該情報に関係している場合、連邦、州または地方政府の記録から適法に利用可能な情報と定義するとともに、「公に利用可能な情報」には身元が特定できない情報または集約された情報は含まれないと規定している。

改正法では、「公に利用可能」の定義から、「何らかの条件が当該情報に関係している場合」の文言を削除した。また、身元が特定できない情報または集約された情報はそもそも「個人情報」に含まれないこととした。

(3) AB-1146

改正法では、車両ディーラーと車両製造業者との間で、保証に基づく修理やリコール対応目的で車両情報や所有者情報が共有される場合、消費者が事業者に対して、個人情報を第三者に売らないよう要求する権利（いわゆるオプトアウトする権利）や削除要求する権利を法律の適用から除外することとした。

(4) AB-1202

改正法では、消費者と直接の関係を持たずに個人情報を収集・売買する事業者を新たに「データブローカー」として州司法長官に登録することを義務付けた。データブローカーの情報は州政府ウェブサイトで公表される。

(5) AB-1355

改正法では、2021年1月まで、製品・サービスの提供・受領に関して事業者間で行われる書面や口頭のコミュニケーションや取引で得た個人情報について、CCPAが消費者に認める各種請求権は認められないこととなった。

(6) AB-1564

現行法では、事業者は、消費者から各種請求ができる手段について、通話料無料の電話番号に加え、ウェブサイトなど2通り以上用意しなければならないとしている。改正法では、オンラインのみで事業を行い消費者から個人情報を取得している事業者は、消費者からの請求方法としてEメールアドレスのみを用意することでもよいとされた。ただし、事業者がウェブサイトを保有する場合は、ウェブサイトからも消費者が請求できるようにしなければならない。

以上